



申告書の記入例 (平成30年1月1日から12月31日までの内容)

申告書の表紙部分。住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)などの記入欄。電話番号も記載されている。

1 所得金額
収入があった方(下方「3 その他」の項目b. に該当するものを除く。)は、①～⑧の当てはまる区分にご記入ください。

所得区分表。①営業等、②農業、③不動産、④利子、⑤配当、⑥給与・賞金、⑦不動産所得のあった方、⑧雑所得のあった方。収入金額合計、必要経費等、所得金額が記載されている。

2 所得から差し引かれる金額など
当てはまる項目があれば、各種控除をご記入ください。

色のついた項目の控除をうけるには、証明書・領収書等の添付が必須です。

控除申告欄。⑨雑損、⑩寄附金、⑪医療費、⑫社会保険料、⑬生命保険料、⑭地震保険料、⑮小規模企業共済等掛金。控除額が記載されている。

扶養親族がいる場合は、16歳未満の方も含め、漏れなくご記入ください。

扶養親族情報表。氏名、続柄、生年月日、国籍、障害者、マイナンバー(個人番号)が記載されている。

別居の方を扶養されている場合には、漏れなくご記入ください。
※上記のうち、別居の方の住所(平成31年1月1日現在の住民登録地)を記入してください。

3 その他(収入・所得のなかった方)
収入・所得がなかった場合でも、申告の必要があります。(表紙「申告しなければならぬ方」をご確認ください。)

扶養(援助)されていた場合には、こちらの欄をご記入ください。同居の場合には、「同居」に○を付けてください。

例えば、扶養者が単身赴任等の事情により他自治体や国外に居住しており、小金井市内にそのご家族が居住するための家をお持ちの場合、家屋敷課税(地方税法第294条第1項第2号)の対象となり、均等割のみ課税されます。

◎所得の種類

所得の種類一覧表。営業等(販売業、製造業、不動産業、サービス業など)、農業(農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育)、不動産(不動産等の貸付け)、利子(預貯金・公社債の利子)、配当(株式・出資の配当)、給与(給料、賃金、賞与)、雑(公的年金等)、譲渡(総合課税の譲渡)、一時(賞金、懸賞)、分離(土地、建物等の資産の譲渡)。

裏面

裏面の表紙部分。給与収入のあった方(源泉徴収のない方)の記入欄。月収、源泉徴収額、必要経費等、所得金額が記載されている。

医療費控除の選択について
医療費控除をつける方は、まず、医療費分として申告されるか、セルフメディケーション税制分として申告されるかをご選択ください。

なお、セルフメディケーション税制を選択する場合には、「納税者(申告者)本人が健康の保持増進・疾病の予防として一定の取組を行っている」ことを証明していただく必要があります。

マイナンバー(個人番号)をお忘れなく!

国外に居住する親族を扶養する場合
書類の添付が必要です。表紙「申告に持参するもの」の9番の案内をご確認のうえ、併せてご提出ください。

◎扶養等控除額一覧表

扶養等控除額一覧表。扶養(一般、特定、老人)、障害者(普通、特別、同居特別)、寡婦(一般、特別)、寡夫、勤労学生、基礎控除の控除の種類、控除額、所得税との控除額の差が記載されている。

◎所得から差し引かれる金額(所得控除額)

所得控除額一覧表。雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除の控除の種類、控除額、所得税との控除額の差が記載されている。

配偶者控除額及び老人配偶者控除額、配偶者特別控除額の表。納税者の合計所得(給与収入)と控除額が記載されている。